「第2期堺文化芸術推進計画」(案)概要版 [計画期間]令和3年度 ~ 令和7年度

策定の経緯

堺市では、文化芸術振興基本法の理念を踏まえ、文化芸術創造のまち堺をめざすため、平成27年に堺市における文化芸術振興の基本理念など を定めた「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」(以下「条例」という。)を制定した。

そして、この条例に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年3月に、5年間を計画期間とする「自 由都市堺文化芸術推進計画」を策定した。

この度、計画期間の最終年度を迎えることから、計画の成果及び計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえて、後継計画である「第2期堺文化芸 術推進計画」の策定を行うもの。

現計画の評価

■現計画の内容

- ○基本目標である「自由で心豊かな市民生活の実現」、「都市魅力の創造」を実現するため、条例に基づき11の基本的施策を推進
- ○「文化芸術の力を活用した社会的課題の解決」、「次代を担う子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実」を重点的方向性と位置づけ、 当該重点的方向性に基づき、上記11の基本的施策のうち「学校教育における文化芸術活動の充実」、「将来の文化芸術を担う子どもたちの 育成」、「多様な分野との連携」、「経済活動との連携」の4つを重点的に推進

■現計画期間の達成状況

○各々の基本的施策を推進するにあたり16項目の評価指標を設定し、各年度における進捗状況を評価 計画策定時の指標から4項目で目標達成見込

下記項目についての今後の更なる取組が必要となる

<市民文化活動促進に資する環境の充実度について>

市内各所でのアウトリーチ事業の実施、各地域文化会館での活動の場の提供、積極的な文化芸術に関する情報発信等により評価指標に改善が 見られたものの、地域における様々な社会的課題や新たな市民ニーズへの対応、地域での市民文化活動を促進する体制構築等の対応が必要と なっている。 ⇒ 「次期計画の策定に向けたポイント1、2」

<子ども・学校教育について>

新たに実施したアートスタートプログラム、さかいミーツアート事業等の子どもが文化芸術に触れる機会を提供する事業の積極的な実施により、評価 指標の改善が見られた。しかしながら、ICT等の新たな媒体の活用による更なる対象児童の拡充や、事業効果の最大化のための事業コーディネートを 行う専門人材の育成等の対応が求められている。 ⇒ 「次期計画の策定に向けたポイント3」

<堺市の魅力の市内への発信状況について>

百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録をきっかけとした、堺の古代からの歴史文化に関する魅力発信により、今まで以上の知名度の向上を実現し た。しかしながら、古墳群以外の歴史文化資源の魅力発信が十分ではなかったため、市内への魅力発信における評価指標の改善には至っていない 状況である。今後、古墳群以外の堺が有する有形・無形の歴史文化資源の市内外への更なる発信が必要となる。

⇒ 「次期計画の策定に向けたポイント4」

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種公演の中止や一時的なホールの閉館等、堺市の文化芸術は大きな影響を受けた。その影響は数年 間に及ぶと予想されており、文化芸術活動に対する継続的な支援が必要となる。⇒ 「次期計画の策定に向けたポイント5」

<計画の実効性の確保について>

既存の評価指標は16項目中8項目が市政モニターアンケートの結果に基づく指標となっており具体的事業との関連性が薄く、当該指標の改善のた めの具体的対応策が明確となっていない。また、従来の各施策の検証方法では検証に2カ年を要し、評価・検証内容の事業へのフィードバックが困難 なスキームとなっている。 ⇒ 「次期計画の策定に向けたポイント6」

次期計画の策定に向けたポイント

- 1. 「堺アーツカウンシル」による市民文化活動の支援体制の強化
- 2. 地域文化会館の地域における文化芸術拠点としての機能強化
- 3. 子ども・学校教育に対する文化芸術の更なる充実
- 4. 歴史文化都市としての更なる魅力発信
- 5. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する効果的な活動支援と感染拡大防止に対応した施策の推進
- 6. 「重点的方向性」との関連性が高い評価指標の設定による実効性の確保

次期計画骨子

基本目標(条例)

- ■自由で心豊かな市民生活の実現
- ■都市魅力の創造



基本目標の実現へ

11の基本的施策(条例)

各施策の着実な推進

○重点的施策1-1:文化芸術を通じた社会的課題の解決

重点的方向性1

○重点的施策1-2:すべての人が文化芸術を享受できる機会の充実

〇重点的施策1-3:市民の文化芸術活動の機会の提供

<具体的取組>

・すべての人が文化芸術を享受できる機会の充実

- ・「堺アーツカウンシル」の創設による施策の推進
- ・地域文化会館の地域における文化芸術拠点としての機能強化
- ・コミュニティのつながりによる地域活性化の実現

重点的方向性2 文化芸術で

文化芸術と

ともに生きる

〇重点的施策2-1:未来の文化芸術を担う子どもたちへの文化芸術に触れる場の提供

〇重点的施策2-2:子どもたちの育成に寄与する芸術家の育成

<具体的取組>

- ・市内学校園での文化芸術鑑賞、ワークショップ等の実施
- ・意欲のある子どもが更に興味を深めることができる活動の場の提供
- ・子どもと芸術をつなぐ人材の養成
- ・行政、芸術家と子育て機関、学校等との有機的な連携

重点的方向性3 多くの人に 魅力を伝える

子どもたちを育てる

- 〇重点的施策3-1: 堺の文化資源を通じた市民意識の醸成
- ○重点的施策3-2:市外、国外の人々への堺の文化資源の魅力発信

<具体的取組>

- ・歴史文化資源を活用した市民意識醸成、情報発信
- ・地域の伝統文化や文化財を活用した都市の活性化
- ・未来の歴史文化資源の発掘、育成
- ・フェニーチェ堺による都市魅力の発信

実効性の確保

評価方法の再設定

- ○次期評価指標の設定
- ・現計画での目標未達成の評価指標については、本市の文化芸術の現状を示す参考指標として位置付ける
- ・重点的方向性に向けた計画の着実な推進のための具体的事業に関連した評価指標を新たに設定
- ○PDCAサイクルを意識した改善スキームの実現
- ・「重点的方向性」に該当する事業に対し計画段階から、事業内容、事業目標値、評価方法等の方向性確認の上、事業を実施
- ・評価指標は従来のアウトプット評価、アウトカム評価に加えインパクト評価等の新たな手法を検討
- ・評価結果を踏まえ、事業効果検証を実施し、検証結果を基に次年度に向けた事業見直しを行う



事業内容、事業目標値、評価方法等の設定

- ●事業計画に基づく実施
- 事業実施内容の振り返り、事業評価
- 次年度の事業計画の見直し

